旅館業営業者の手引き

新たに旅館業営業をはじめる皆さまへ

ホテル、旅館、簡易宿所、下宿を開設するためには、旅館業法関係法令に基づき「構造設備基準に適合した施設」をつくり、保健所の許可を受けることが必要です。

この手引きは、営業をはじめるまでの手続きや構造設備基準についての概要を記載していますので、詳しい内容は図面とともに保健所へご相談ください。

555555555555555555555555555555555555555

連　　絡　　先

福島市保健所

衛生課　生活衛生係

〒960-8002　福島市森合町１０番１号

電話番号　０２４－５９７－６３１９

ファックス０２４－５３３－３３１５

555555555555555555555555555555555555555

R7.4. ～

１　営業開始までの手順

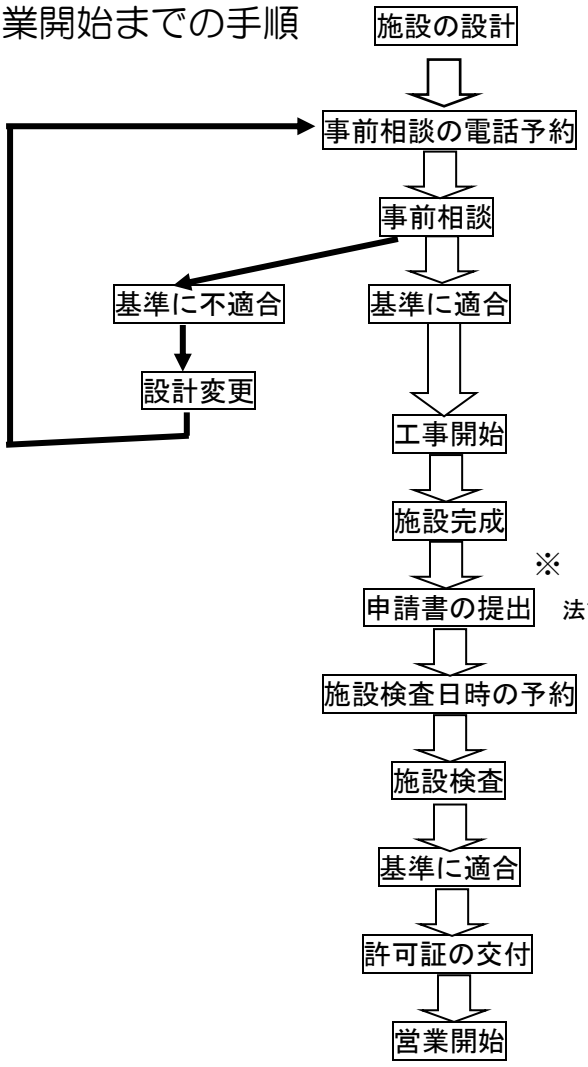

※　提出する書類は次のとおりです。　　細則第３条、安全対策

１	旅館業営業許可申請書	検査手数料　　２２，０００円
２	定款又は寄附行為の写し	法人の場合のみ　（奥書証明のあるもの）
３	登記事項証明書	法人の場合のみ
４	平面図	縮尺、方位、客室の配置、各室の用途及び間取り、階段、出入口、調理場、浴室、便所及び床面積を明示したもの
５	見取図	設置の場所を中心とする半径 150 メートル以内のもので、縮尺を明示したもの
６	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、建物の位置、通路及び**排水路**を明示したもの
７	立面図	縮尺及び開口部を明示したもの
８	設備機器仕様書及び配管系統図	循環式浴槽がある場合は能力を示したもの
９	建築検査済証(完了検査)の写し	原本と照合しますので、申請時原本を持参ください　**安全対策**
１０	消防法令適合通知書の写し	原本と照合しますので、申請時原本を持参ください　**安全対策**
１１	供給する水が飲用に適することを示す書類	井戸水など自家用水を利用する場合 必要な書類は P.8 を参照ください
１２	誓約書	申請者（法人の場合は役員を含む）が旅館業法第３条第２項各号のいずれにも該当しないことの確認

（注）法：旅館業法、令：旅館業法施行令、規則：旅館業法施行規則、条例：福島市旅館業法施行条例、細則：福島市旅館業法施行細則、要領：旅館業における衛生等管理要領、安全対策：旅館等の安全対策推進要領(S44.3.3 福島県)

２　営業の種類

営業の種別	定　　義
旅　館 ・ ホテル営業	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。 法第２条第２項、要領Ⅰ第 2-2-(1)-1)
簡易宿所営業	宿泊する場所（客室）を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。 法第２条第３項、令１条第２項、要領Ⅰ-第 2-2-(1)-2
下　宿　営　業	施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。　法第２条第４項

３　距離制限

施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね１００ｍの区域内にある場合、許可できないことがあります。

施設の種別	詳　　細
学　　校	大学を除く学校（幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校） 法第３条第３項
児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター 法第３条第３項
社会教育に関する施設	公民館、図書館、博物館 都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第１項に規定する都市公園であって、都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第２条第１項第１号から第３号までに掲げる配置及び規模の基準のいずれかを満たすもの 福島市社会教育館条例（昭和４３年条例第４２号）第２条の表に掲げる施設（社会教育館立子山自然の家） 福島市子どもの夢を育む施設条例（平成１７年条例第１２号）第２条の表に掲げる施設（福島市子どもの夢を育む施設こむこむ） 条例第６条

４　申請書

様式第1号(第3条関係)

旅館業営業許可申請書

年　月　日

福島市保健所長

住　所
申請者
氏　名

生年月日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

旅館業法第3条の規定に基づき、下記のとおり旅館業営業の許可を受けたいので、書類を添えて申請します。

記

営業の種別		営業		
営業施設	名称		電話	
	所在地			
旅館業法施行規則第5条第1項各号該当の有無	第1号(季節的営業) 第2号(交通不便な地域の営業) 第3号(一時的営業) 第4号(農林漁業体験民宿業)	季節的営業又は一時的営業の営業期間	年　月　日から 年　月　日まで	
旅館業法第3条第2項各号該当の有無	該当しない　　第　　号該当			
営業施設の管理者	住　所			
	氏　名		年　月　日生	
旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の名称及び当該施設までの距離	施設の名称	施設までの直線距離		

構造設備の概要				
敷地面積	m^2	建物の延べ		
建築様式				
一般客室	客室			
	m^2　室　定員　人			
	(小計)　室　定員　人	(小		人
大広間	m^2　室　定員　人			人
	(小計)　室　定員　人	(小		人
計	室　定員　人		室　定員	人

生年月日欄は
申請者が個人の場合のみ記載

旅館営業の種別
「旅館・ホテル」、「簡易宿所」、「下宿営業」のいずれかを記入してください。

第１号
キャンプ場・スキー場・海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設

第２号
交通が著しく不便な地域にあって利用度が著しく低い施設

第３号
体育会・博覧会等のために一時的に営業する施設に該当する場合は、記入願います。

第４号
農林漁業体験民宿業を営む施設

季節的営業又は一時的営業に該当する場合のみ、営業する期間を記入してください。

旅館業法違反で刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなってから３年を経過しない者、旅館業法の規定により営業許可が取り消され３年が経過しない者（法人の場合はその業務を行う役員を含む）のいずれにも該当しない場合は、「該当しない」に○印を記入してください。

客室面積は、原則として寝具を敷いて宿泊できる面積であり、押入れ、段差のある床間、収納庫等の面積は除きます。

宿泊者定員を計算する場合は、和室の場合は布団を敷くことができる畳部分の面積（有効面積）で計算してください。洋室の場合は、原則的には、ベッド数が定員になります。

面積は、原則として内法（うちのり）で記載します。

寝　具	洗　面　所	飲　用　水　の　状　況		
人分	箇所 （うち、一般客室　箇所）	水道 井戸	井戸と便所との距離 井戸と調理場との距離	

浴室					
箇所(うち、一般客室　箇所)		温泉・沸かし湯の別		温泉・沸か	
循環式ろ過装置	有・無	循環水の誤飲防止の措置	給湯口の位置	湯面上・湯	
消　毒　設　備	有・無		その他の措置	有　・	

便所	区分＼型式		水　洗　式	改　良　式	そ　の　他
	設置箇所数		箇所 （うち、一般客室　箇所）	箇所 （うち、一般客室　箇所）	箇所 （うち、一般客
	便器別	大便器数	個 （うち、一般客室　箇所）	個 （うち、一般客室　）	（うち、一般客室　箇所）
		小便器数	個 （うち、一般客室　箇所）	個 （うち、一般客室　箇所）	個 （うち、一般客室　箇所）
		兼用便器数	個 （うち、一般客室　箇所）	箇所）	個 （うち、一般客室　箇所）
		洋式便器数	個 （うち、一般客室　箇所）	個 （うち、一般客室　箇所）	個 （うち、一般客室　箇所）

照明	客室	浴室	洗面所	便所	廊下	階段	
	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	

その他の施設	会談室	室	㎡	㎡	娯楽室	食堂	ホール	
	室	室	㎡	㎡	室	㎡	㎡	

循環ろ過のもどり湯が湯面より上が下かで記入してください。
その他の措置は、循環ろ過水の飲用禁止の掲示などの措置を行っているかについて記入願います。

改良式とは、簡易水洗などの改良を行った便所を意味します。

和式便器のことです

段差のある和式大便器のことです

床面における照度を計測し、それぞれ記入してください。

該当する付帯設備について記入してください。

備考

この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1)　法人にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(2)　営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図(縮尺、方位、客室の配置、各室の用途及び間取り、階段、出入口、調理場、浴室、便所及び床面積を明示したもの)

(3)　見取図(設置の場所を中心とする半径 150 メートル以内のもので、縮尺及び旅館業法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の位置を明示したもの)

(4)　配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、建物の位置、通路及び排水路を明示したもの)

(5)　立面図(縮尺及び開口部を明示したもの)

旅館業の許可に当たって、建築確認による完成検査、消防署の適合検査を受けているか確認が必要なため、建築検査済証（完了検査）の写し、消防法令適合通知書を添付してください。

5　申請書記載例

様式第１号（第３条関係）

旅 館 業 営 業 許 可 申 請 書

令和**7**年**4**月**1**日

福島市保健所長

住所　**福島市森合町10番1号**

申請者

氏名　**株式会社福島ヘルスセンター**

代表取締役　福島 桃子

生年月日

電話番号（024）597-6319

旅館業法第３条の規定に基づき、下記のとおり旅館業営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

営業の種別		**旅　館　・ホテル**　営業		
営業施設	名称	**福島市旅館**	電話	**024-597-6319**
	所在地	**福島市森合町10番1号**		
旅館業法施行規則第５条第１項各号該当の有無		第1号　（季節的営業） 第2号　（交通不便な地域の営業） 第3号　（一時的営業） 第4号　（農林漁業体験民宿業）	季節的営業又は一時的営業の営業期間	年　月　日から 年　月　日まで 日間
旅館業法第3条第2項各号該当の有無		該当しない　　第　　号該当		
営業施設の管理者	住所	**福島市五老内町**		
	氏名	**福島 太郎**　　**昭和34年5月6日生**		
旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の名称及び当該施設までの距離		施設の名称	施設までの直線距離	
		福島市立〇〇中学校	**900　m**	
構造設備の概要				
敷地面積		**2,345** ㎡	建物の延べ面積	**678** ㎡
建築様式		**鉄骨造り**		
一般客室		客室	（寝台を置く客室）	
		8.55 ㎡ **5**室　定員　**1**人	**10.11**㎡ **5**室　定員　**1**人	
		13.44㎡ **10**室　定員　**2**人		
		（小計）　**15**　室　定員　**25**人	（小計）　**5**室　定員　**5**人	
大		㎡　室　定員　人	㎡　室　定員　人	

広間		
	(小計)　室　定員　人	(小計)　室　定員　人
計	**15**室　定員 **25**人	**5**室　定員 **5**人

寝具	洗面所	飲用水の状況	
35人分	**7**箇所 (うち、一般客室　**5**箇所)	(水道) 井戸	井戸と便所との距離　m 井戸と調理場との距離　m

浴室					
7箇所(うち、一般客室 **5**箇所)			温泉・沸かし湯の別	温泉・(沸かし湯)	
循環式ろ過装置	有・(無)	循環水の誤飲防止の措置	給湯口の位置	湯面上・湯面下	
消毒設備	有・(無)		その他の措置	有・無	

便所	区分＼型式		水洗式	改良式	その他
	設置箇所数		**9** 箇所 (うち、一般客室 5箇所)	箇所 (うち、一般客室 箇所)	箇所 (うち、一般客室 箇所)
	便器別	大便器数	**0** 個 (うち、一般客室 0個)	個 (うち、一般客室 個)	個 (うち、一般客室 個)
		小便器数	**3** 個 (うち、一般客室 0個)	個 (うち、一般客室 個)	個 (うち、一般客室 個)
		兼用便器数	**0** 個 (うち、一般客室 **0**個)	個 (うち、一般客室 個)	個 (うち、一般客室 個)
		洋式便器数	**15** 個 (うち、一般客室 **5** 個)	個 (うち、一般客室 個)	個 (うち、一般客室 個)

照明	客室	浴室	洗面所	便所	廊下	階段	
	80ルクス	**70**ルクス	**50**ルクス	**40**ルクス	**45**ルクス	**40**ルクス	ルクス

その他の施設	会議室	応接室	ロビー	フロント	娯楽室	食堂	ホール	
	0 室	**0** 室	**12** ㎡	**8** ㎡	**0** 室	**23.4**㎡	**0** ㎡	

備考

この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 法人にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(2) 営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図(縮尺、方位、客室の配置、各室の用途及び間取り、階段、出入口、調理場、浴室、便所及び床面積を明示したもの)

(3) 見取図(設置の場所を中心とする半径 150 メートル以内のもので、縮尺及び旅館業法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の位置を明示したもの)

(4) 配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、建物の位置、通路及び排水路を明示したもの)

(5) 立面図(縮尺及び開口部を明示したもの

６　構造基準等

（１）共通事項

ア　使用水　条例第8条、福島市給水施設等条例第3条、第4条、第14条

使用水の種類	添　付　書　類
上水道	有効容量５ｍ^{3}を超える受水槽を設置する場合は、(準)簡易専用水道の届出受理書の写しを添付すること
自己水源（井戸水等）	飲用に適することを証明する水質検査結果を添付すること 施設の宿泊定員が５１人以上で、かつ１日最大給水量が20m^{3}未満の場合は、給水施設布設工事設計確認通知書の写しを添付すること １日最大給水量が 20m^{3}以上の場合は、専用水道布設工事設計確認通知書の写しを添付すること

イ　定員　条例第8条

施設の種別	定　員
旅館・ホテル営業	床面積３．０ｍ^{2}につき１人 （寝台を置く客室にあっては床面積４．５㎡につき１人）
簡易宿所（宿泊者が１０人以上の施設）	床面積２．２ｍ^{2}につき１人 （階層式寝台を有する客室は、寝台の各階層の面積１．６５ｍ^{2}につき１人）
簡易宿所（宿泊者が１０人未満の施設）	床面積３．３㎡につき１人
下宿	床面積３．０ｍ^{2}につき１人

ウ　照度　条例第8条

場　所	床面における照度
客室	４０ルクス以上
浴室、洗面所、便所	３０ルクス以上
廊下、階段	２０ルクス以上（深夜は、５ルクス以上）

エ　浴槽水の水質基準　細則第7条

検査項目	基準
濁度	５度以下であること。ただし、市長が入浴者の衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。
有機物等（全有機炭素（ＴＯＣ）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素（ＴＯＣ）にあっては１リットル中に８ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあっては１リットル中に２５ミリグラム以下であること。ただし、市長が入浴者の衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。
大腸菌	１ミリリットル中に１個以下であること。
レジオネラ属菌	検出されないこと（１００ミリリットル中に１０コロニー・フォーミング・ユニット未満）

オ　設備、備品　条例第8条

客室	くず入れ
浴室	洗いおけ、腰掛、脱衣かご又は脱衣棚等
洗面所	くず入れ
便所	手洗設備 手洗設備に、手ぬぐい、タオル等を備えるときは、宿泊者一人ごとに取り替えること
廊下	必要に応じくず入れを備えること
寝具類	客室の総定員数以上の数
暖房設備の注意書	ガス、石油等を燃料とする暖房設備を客に使用させる場合には、客の見やすい場所に、その使用方法その他衛生上必要な事項についての注意書を掲示すること
宿泊者名簿	投宿年月日、出発年月日、連絡先、住所、氏名、性別、年齢、国籍及び旅券番号 法第6条、規則第4の2条、細則第2条

カ　客室床面積の考え方

旅館業の許可申請の際に記載する客室床面積は、壁芯で計算する建築確認申請とは異なり、内のりで計算する有効面積を使用します。

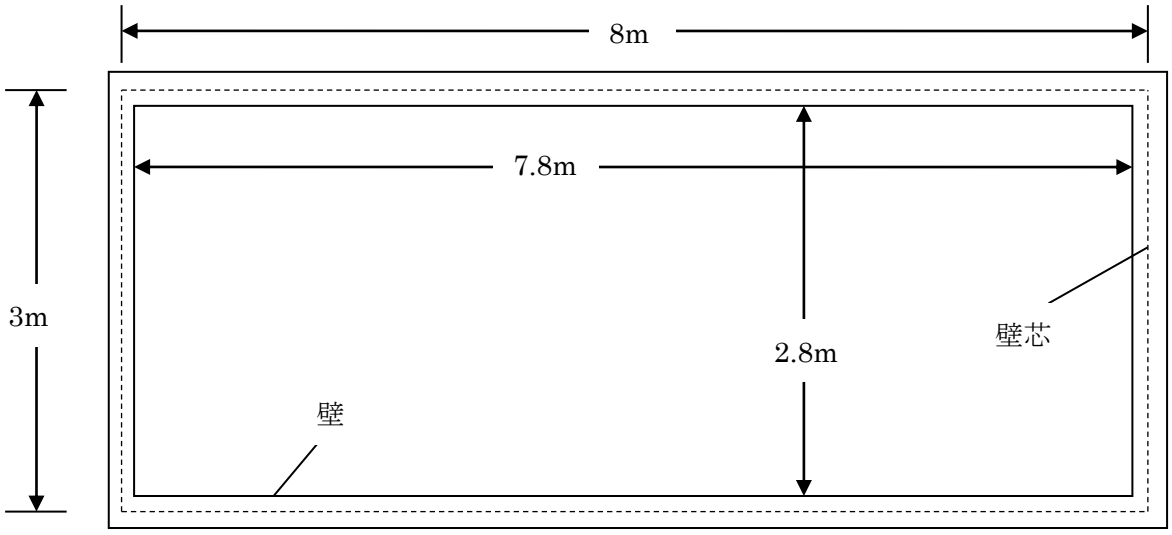

上記の部屋面積は

・壁芯計算で 24m^2

・有効面積で 21.8m^2

となりますが、旅館業の許可申請では 21.8m^2 が客室の面積となります。

壁芯計算で基準値付近の床面積である部屋は、有効面積にすると基準に満たない場合がありますので、注意してください。

キ　衛生措置基準の特例　規則第５条

（ア）　特例の認められる施設

Ⅰ　キヤンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設

①旅館・ホテル、②簡易宿所

Ⅱ　交通が著しく不便な地域にある施設で、利用度の低いもの

③ 旅館・ホテル、④簡易宿所

Ⅲ　体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設

⑤旅館・ホテル、⑥簡易宿所

Ⅳ　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成６年法律第４６号)第２条第５項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設

⑦簡易宿所

Ⅴ　修学旅行団体を宿泊させる際の施設

⑧旅館・ホテル、⑨簡易宿所

（イ）　特例の内容

①、③、⑤ 令第１条 規則第５条	客室の床面積	１客室あたり７㎡以上（寝台を置く客室にあっては９㎡以上）を適用しない
	玄関帳場	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有さなくてよい
②、④、⑥⑦	客室の延床面積	３３ｍ^{2}以上（宿泊者の数を１０人未満とする場合には３．３㎡×宿泊者数以上）を適用しない 令第２条　規則第５条
①、②、③、④、⑤、⑥	採光及び照明	施設の内部は、電灯、ランプ、ろうそくその他の照明器具により照明し、宿泊者の利用に支障のない明るさにすること 条例第10条　細則第８条
①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨	客室の定員	床面積１．６５㎡につき１人の割合により算出した人数を超えないこと 条例第10条　細則第８条

（2）旅館・ホテル営業

<table>
<tr><td>客　　室</td><td>１客室の床面積</td><td>７m²以上（内法）
（寝台を置く客室にあっては９㎡以上）
客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等を含み、床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く。　令第1条第1項、要領Ⅰ第2-2-(7)</td></tr>
<tr><td>採光設備</td><td colspan="2">窓のない客室は設けないこと　　要領Ⅱ第1-11-(3)</td></tr>
<tr><td>玄関帳場</td><td colspan="2">宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場またはフロントを有すること
ただし、次の全ての要件を満たし宿泊者の安全や利便性の確保ができている場合は、玄関帳場又はフロントを設置しないことができる
(1)事故が発生したとき、宿泊者専用区域（客室その他の専ら宿泊者の利用に供する区域）に無断侵入する者がいるとき、その他緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること（１０分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定）
(2)次の①または②のいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認を実施すること。
①営業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により実施すること
② p.21の(2)の要件に該当するICT を活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。
(3)鍵の受け渡しを適切に行うこと
令第1条第1項、要領Ⅱ第1-8</td></tr>
<tr><td rowspan="6">浴　　室</td><td colspan="2">近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数を設けること
令第1条第1項</td></tr>
<tr><td>構　　造</td><td>客室、廊下その他の場所から見通すことができない構造　条例第2条</td></tr>
<tr><td>窓　　等</td><td>換気及び採光のために必要な窓その他の開口部又はこれに代わる装置を設けること
条例第2条</td></tr>
<tr><td>給湯設備</td><td>湯及び水を十分に供給することができる設備を設けること　条例第2条</td></tr>
<tr><td>脱 衣 所</td><td>脱衣所は洗い場と区別すること。
条例第2条</td></tr>
<tr><td>排 水 口</td><td>浴槽及び洗い場には、排水に支障がでないように適切な大きさの排水口を適切な位置に設けること。
要領Ⅱ第1-12-(4)</td></tr>
<tr><td>共同浴室</td><td>浴槽内面積</td><td>収容定員に応じて適切な広さを有すること</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7">要領Ⅱ第１-12-(3),(4)</td><td>洗い場面積</td><td colspan="2">収容定員に応じて適切な広さを有すること</td></tr>
<tr><td>脱 衣 場</td><td colspan="2">収容定員に応じて十分な広さを有し、入浴者の需要を満たすことができるよう適当な数の洗面設備を（脱衣場に隣接するものを含む。）及び衣類を収納する保管設備を設けること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">循環浴槽</td><td>ろ過器</td><td>１時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。逆洗浄等により適切にろ過内のごみ、汚泥等を排出できる構造であること。ろ過器の前に集毛器を設けること。</td></tr>
<tr><td>注入口</td><td>浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること</td></tr>
<tr><td>誤飲等の防止</td><td>循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、湯水の誤飲又はエアロゾルの発生を防止すること</td></tr>
<tr><td>消毒設備</td><td>浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること</td></tr>
<tr><td rowspan="3">浴 槽 水</td><td colspan="2">浴室には清浄な湯及び水を十分に供給すること
条例第8条第4項</td></tr>
<tr><td colspan="2">浴槽水は毎日入れ替えること。ただし浴槽水を循環式ろ過装置でろ過し、かつ、消毒設備で消毒する場合は一週間に１回以上入れ替えること。
条例第8条第4項、要領Ⅲ第1-(5)</td></tr>
<tr><td colspan="2">浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するものとすること。　条例第8条第4項、細則第7条</td></tr>
<tr><td rowspan="2">洗面設備</td><td colspan="3">宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模　令第1条第1項</td></tr>
<tr><td colspan="3">洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること
宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有していること
条例第8条第4項、要領Ⅱ第1-15</td></tr>
<tr><td rowspan="3">便　　所</td><td colspan="3">適当な数の便所を設けること
共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の区分があること　令第1条第1項、要領Ⅱ第1-16</td></tr>
<tr><td>便　　器</td><td colspan="2">不浸透性材料を用いたもの　条例第2条</td></tr>
<tr><td>手洗い設備</td><td colspan="2">水を十分に供給することができる流水式の手洗い設備を設けること　条例第2条</td></tr>
<tr><td>手 す り</td><td colspan="3">階段及び２階以上にある客室、廊下その他の場所の転落のおそれのある箇所には、堅固な手すりを設けること
条例第2条</td></tr>
</table>

（3）簡易宿所営業

客　　室	延床面積	３３m²以上（内法） （宿泊定員が１０人未満の場合は、（３．３×宿泊定員）m²以上） 客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等を含み、床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く。　令第1条第2項、要領Ⅰ第2-2-(7)
	１客室の床面積	６．６m²以上 ただし、特定の季節に限り営業するバンガロー等の施設は原則５m²以上とする。　平成２９年１月１０日付 ２８健第７０９２号福島県保健福祉部長通知
	階層式寝台	上段と下段の間隔はおおむね１m以上 令第1条第2項 上段の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないよう手すりを設ける等適切に措置する 要領Ⅱ第2-1-(3),(4)
採光設備	窓のない客室は設けないこと　要領Ⅱ第2-1-(6)	
玄関帳場	適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けることが望ましい ただし、次のいずれにも該当するときはこれらの設備を設けることは要しない (1)玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けること、その他善良の風俗保持を図るための措置が講じられていること。玄関帳場等に代替する機能を有する設備については、①または②のいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認を実施することができる設備である必要があること。 ①営業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により実施すること。 ② p.21の(2)の要件に該当するICT を活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。 (2) 鍵の受渡しを適切に行うこと。 (3)事故が発生したとき、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること（１０分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定） 要領Ⅱ第2-2	
入浴設備	近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること　令第1条第2項	
	構　　造	客室、廊下その他の場所から見通すことができない構造　条例第3条
	窓　　等	換気及び採光のために必要な窓その他の開口部又はこれに代わる装置を設けること　条例第3条

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td>給湯設備</td><td colspan="2">湯及び水を十分に供給することができる設備を設けること　条例第3条</td></tr>
<tr><td>脱 衣 所</td><td colspan="2">脱衣所は洗い場と区別すること　条例第3条</td></tr>
<tr><td>排 水 口</td><td colspan="2">浴槽及び洗い場には、排水に支障がでないように適切な大きさの排水口を適切な位置に設けること　要領Ⅱ第2-4</td></tr>
<tr><td rowspan="9">共同浴室

要領Ⅱ第2-4、2-8</td><td>浴槽内面積</td><td colspan="2">収容定員に応じて適切な広さを有すること</td></tr>
<tr><td>洗い場面積</td><td colspan="2">収容定員に応じて適切な広さを有すること</td></tr>
<tr><td>脱 衣 場</td><td colspan="2">収容定員に応じて十分な広さを有し、入浴者の需要を満たすことができるよう適当な数の洗面設備を（脱衣場に隣接するものを含む。）及び衣類を収納する保管設備を設けること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">循環浴槽</td><td>ろ過器</td><td>１時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。逆洗浄等により適切にろ過内のごみ、汚泥等を排出できる構造であること。ろ過器の前に集毛器を設けること</td></tr>
<tr><td>注入口</td><td>浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること</td></tr>
<tr><td>誤飲等の防止</td><td>循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、湯水の誤飲又はエアロゾルの発生を防止すること</td></tr>
<tr><td>消 毒 設 備</td><td>浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること</td></tr>
<tr><td rowspan="3">浴 槽 水</td><td colspan="2">浴室には清浄な湯及び水を十分に供給すること　条例第8条第4項</td></tr>
<tr><td colspan="2">浴槽水は毎日入れ替えること。ただし浴槽水を循環式ろ過装置でろ過し、かつ、消毒設備で消毒する場合は一週間に１回以上入れ替えること。　条例第8条第4項、要領Ⅲ第4-(5)</td></tr>
<tr><td colspan="2">浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するものとすること。　条例第8条第4項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">洗面設備</td><td colspan="3">宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模　令第1条第2項</td></tr>
<tr><td colspan="3">洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること
宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有していること　条例第8条第4項、要領Ⅱ第2-5</td></tr>
<tr><td rowspan="3">便　　所</td><td colspan="3">適当な数の便所を設けること
共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の区分があること　令第1条第２項、要領Ⅱ第2-6</td></tr>
<tr><td>便　　器</td><td colspan="2">不浸透性材料を用いたもの　条例第3条</td></tr>
<tr><td>手洗い設備</td><td colspan="2">水を十分に供給することができる流水式の手洗い設備を設けること　条例第3条</td></tr>
<tr><td>手 す り</td><td colspan="3">階段及び２階以上にある客室、廊下その他の場所の転落のおそれのある箇所には堅固な手すりを設けること　条例第3条</td></tr>
</table>

（4）下宿営業

<table>
<tr><td>客　　室</td><td>１客室の床面積</td><td colspan="2">７m²以上（内法）
客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等を含み、床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く。　　条例第4条、要領Ⅰ第2-2-(7)</td></tr>
<tr><td>採光設備</td><td colspan="3">窓のない客室は設けないこと　　要領Ⅱ第3-1-(2)</td></tr>
<tr><td rowspan="6">入浴設備</td><td colspan="3">近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること　　令第1条第3項</td></tr>
<tr><td>構　　造</td><td colspan="2">客室、廊下その他の場所から見通すことができない構造　　条例第4条</td></tr>
<tr><td>窓　　等</td><td colspan="2">換気及び採光のために必要な窓その他の開口部又はこれに代わる装置を設けること　　条例第4条</td></tr>
<tr><td>給湯設備</td><td colspan="2">湯及び水を十分に供給することができる設備を設けること　　条例第4条</td></tr>
<tr><td>脱 衣 所</td><td colspan="2">脱衣所は洗い場と区別すること。　　条例第4条</td></tr>
<tr><td>排 水 口</td><td colspan="2">浴槽及び洗い場には、排水に支障がでないように適切な大きさの排水口を適切な位置に設けること。　　要領Ⅱ第3-2</td></tr>
<tr><td rowspan="8">共同浴室
要領Ⅱ第3-2、9</td><td>浴槽内面積</td><td colspan="2">収容定員に応じて適切な広さを有すること</td></tr>
<tr><td>洗い場面積</td><td colspan="2">収容定員に応じて適切な広さを有すること</td></tr>
<tr><td>脱 衣 場</td><td colspan="2">収容定員に応じて十分な広さを有し、入浴者の需要を満たすことができるよう適当な数の洗面設備を（脱衣場に隣接するものを含む。）及び衣類を収納する保管設備を設けること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">循環浴槽</td><td>ろ過器</td><td>１時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。逆洗浄等により適切にろ過内のごみ、汚泥等を排出できる構造であること。ろ過器の前に集毛器を設けること。</td></tr>
<tr><td>注入口</td><td>浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造</td></tr>
<tr><td>誤飲等の防止</td><td>循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、湯水の誤飲又はエアロゾルの発生を防止すること</td></tr>
<tr><td>消毒設備</td><td>浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること</td></tr>
<tr><td>浴 槽 水</td><td colspan="2">浴室には清浄な湯及び水を十分に供給すること　　条例第8条4項</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">浴 槽 水</td><td>浴槽水は毎日入れ替えること。ただし浴槽水を循環式ろ過装置でろ過し、かつ、消毒設備で消毒する場合は一週間に１回以上入れ替えること。
条例第8条第4号、要領Ⅲ第4-(5)</td></tr>
<tr><td>浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するものとすること。 条例第8条第4号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">洗面設備</td><td colspan="2">宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模 令第1条第3項</td></tr>
<tr><td colspan="2">洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること
宿泊者の利用しやすい位置に設け十分な広さを有していること
条例第8条第4項、要領Ⅱ第3-3</td></tr>
<tr><td rowspan="3">便 所</td><td colspan="2">適当な数の便所を設けること
共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の区分があること 令第1条第3項、要領Ⅱ第3-4</td></tr>
<tr><td>便 器</td><td>不浸透性材料を用いたもの 条例第4条</td></tr>
<tr><td>手洗い設備</td><td>水を十分に供給することができる流水式の手洗い設備を設けること 条例第4条</td></tr>
<tr><td>手 す り</td><td colspan="2">階段及び２階以上にある客室、廊下その他の場所の転落のおそれのある箇所には、堅固な手すりを設けること
条例第4条</td></tr>
</table>

平面図（例）

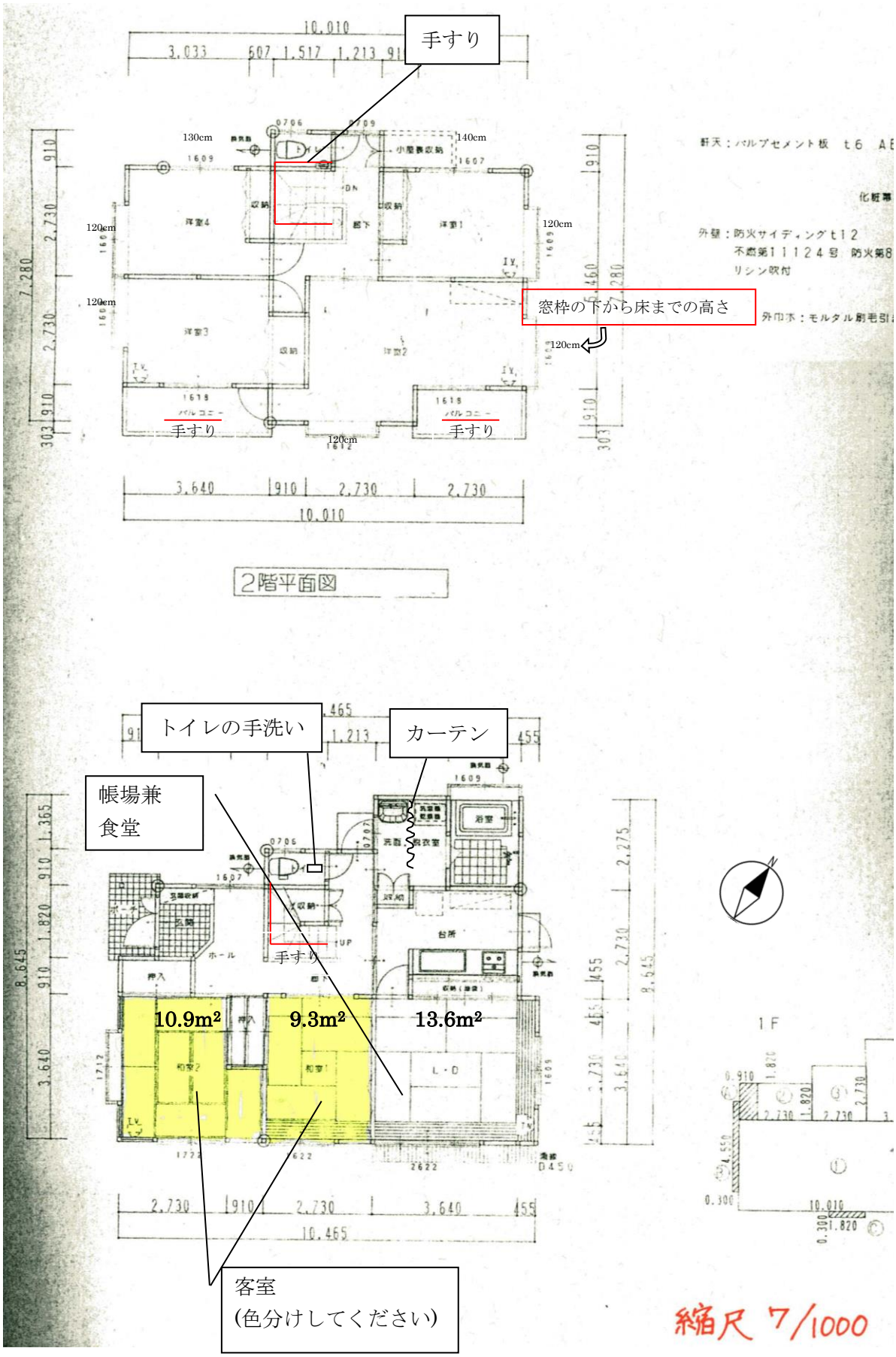
手すり
窓枠の下から床までの高さ
120cm
手すり
手すり
2階平面図
トイレの手洗い
カーテン
帳場兼
食堂
手すり
10.9m²
9.3m²
13.6m²
客室
(色分けしてください)
縮尺 7/1000

見取図（例）

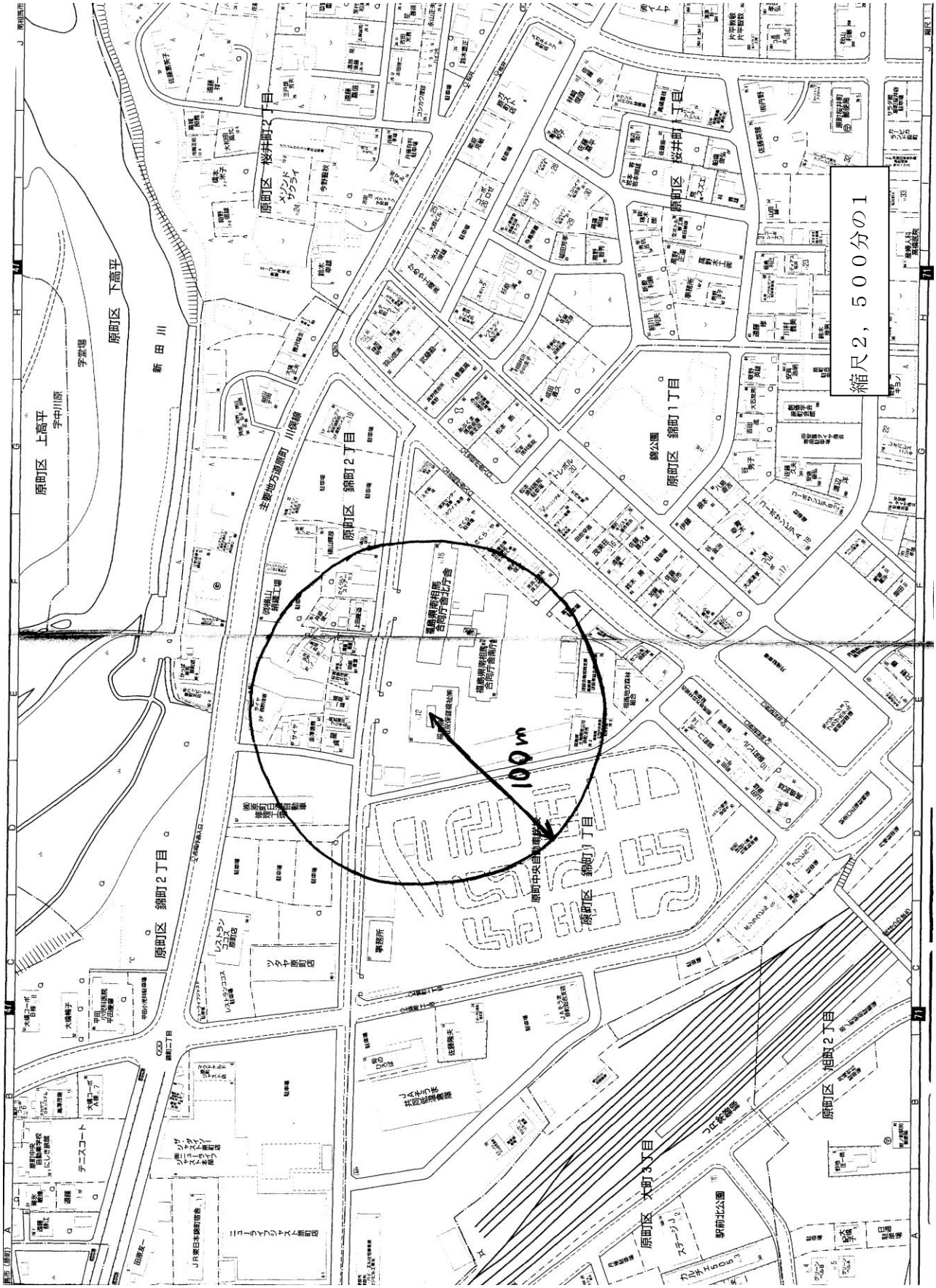
縮尺2，500分の1
100m
原町区 桜井町2丁目
原町区 桜井町1丁目
原町区 下高平
原町区 上高平
新田川
原町区 錦町2丁目
原町区 錦町1丁目
原町区 大町3丁目
原町区 旭町2丁目
駅前北公園

配置図（例）

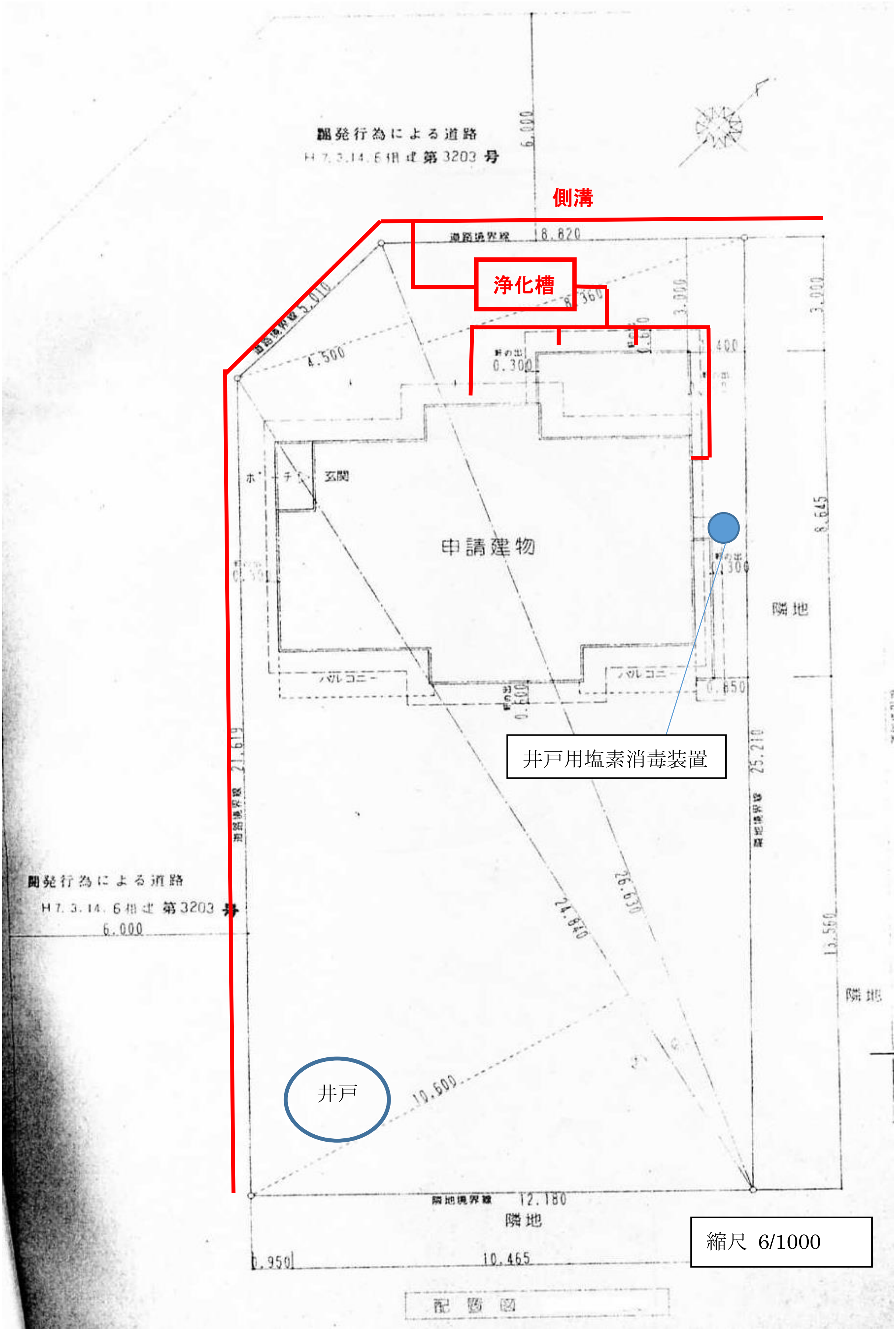
開発行為による道路
H7.3.14.6指せ第3203号
6.000
側溝
道路境界線 8.820
浄化槽
道路境界線 5.010
4.500
申請建物
玄関
ホーチ
バルコニー
隣地
井戸用塩素消毒装置
開発行為による道路
H7.3.14.6指せ第3203号
6.000
21.619
25.210
24.840
26.630
8.645
13.550
井戸
10.600
隣地境界線 12.180
隣地
0.950
10.465
縮尺 6/1000
配置図

立面図（例）

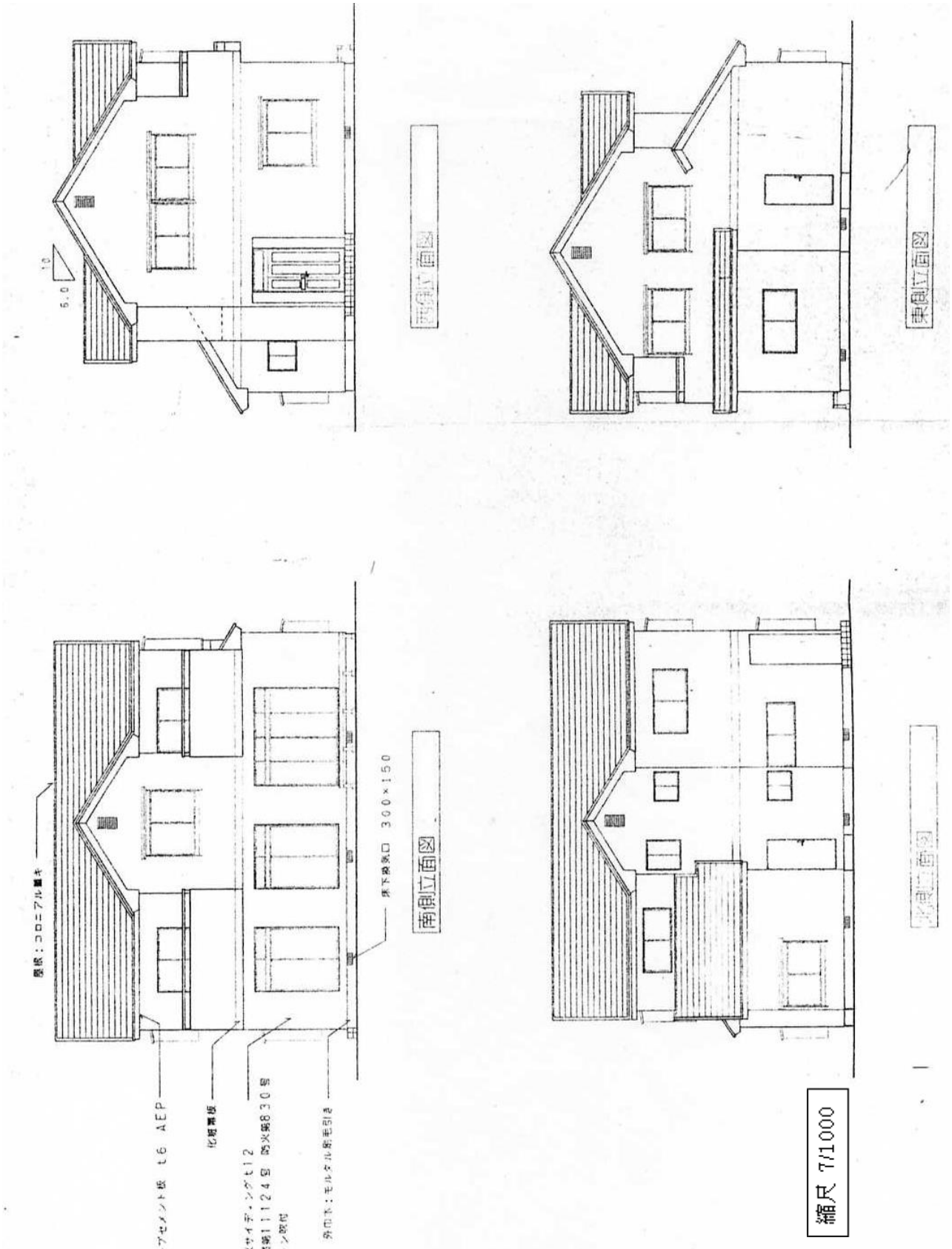
西側立面図
東側立面図
南側立面図
北側立面図
縮尺 7/1000
屋根：コロニアル葉キ
床下換気口 300×150
軒天：パルプセメント板 t6 AEP
化粧幕板
外壁：防火サイディング t12
不燃第11124号 防火第830号
リシン吹付
外巾木：モルタル刷毛引き

7　宿泊者名簿について

営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の事項を宿泊者に記載させる必要があります。宿泊者名簿は、各営業施設で作成することになりますが、下記様式（第１号様式）の項目を含み作成しなければなりません。

第１号様式

宿 泊 者 名 簿

投宿年月日	出発年月日	連絡先	住所	氏名	性別	年齢	国籍及び旅券番号	備考

備考　「国籍及び旅券番号」欄は、宿泊者が日本国内に住所を有する者である場合は、記載を要しない。

また、宿泊者名簿を記載する際の本人確認として、対面ではなくICTを活用する際は、以下（１）または（２）のいずれかの要件に該当するICTを活用した方法等により行ってください。

（１）①宿泊しようとする者の顔及び旅券が鮮明な画像により確認でき、②その画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。②の方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法がある。

（２）営業者と宿泊しようとする者が氏名、住所、連絡先その他本人確認に必要な情報（以下「本人確認情報」という。）及び営業者の発行する二次元コードや暗証番号等（以下「事前共有情報」）という。）を事前に共有した上で、宿泊しようとする者本人が施設の自動チェックイン機器等に示した事前共有情報及び本人確認情報と、営業者の保有する事前共有情報及び本人確認情報を照合することができること。その際、本人確認の状況について、宿泊しようとする者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画し、必要時に確認できること。この場合において、営業者は、宿泊しようとする者が自動チェックイン機器等の操作について問合わせができるような設備や体制を確保すること。

＜宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときの留意事項＞

（1）宿泊者が自らの住所として国外の地名を告げた場合、営業者は、当該宿泊者の国籍及び旅券番号の申告を求めること。

（2）国籍及び旅券番号を記載する際には、正確を期する必要があることから、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。これにより、当該宿泊者に関する宿泊者の氏名、国籍及び旅券番号の記載に代替しても差し支えないものとする。

（3）営業者の求めにかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導により行うものであることを説明して呈示を求め、更に拒否する場合には、旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。

（4）旅館業法第６条第２項の規定により、宿泊者は、営業者から請求があった場合は宿泊者名簿の事項を告げなければならないとされているが、営業者が請求したにもかかわらず、宿泊しようとする者が、これらを告げない場合は、旅館業法第５条第１項第２号に該当するものとして宿泊を拒否できると解すること。

（5）警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、当該職務の目的に必要な範囲で協力することが必要であるとしてきたところであるが、今後も旅館等の利用者の安全確保の観点からも、捜査機関から宿泊者名簿（外国人の旅券の写しを含む。）の閲覧請求があった場合は、引き続き協力すること。

８　営業開始後に必要な手続きについて

（１） 旅館業営業承継承認申請書（申請手数料：７，４００円）

事業譲渡の場合

営業者が旅館業を譲渡し、譲受人が引き続き営業を行う場合、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて、事業譲渡の効力発生日前に承継承認申請書を提出し、承認されなければなりません。

相 続 の 場 合

営業者が死亡し、相続者が引き続き営業を行う場合は、被相続者の死亡後６０日以内に承継承認申請書を提出し、承認されなければなりません。

法人の合併の場合

営業を営む法人が合併して、合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、引き続き営業を行う場合は、合併登記前に承継承認申請書を提出し、承認されなければなりません。

法人の分割の場合

営業を営む法人が分割され、分割後の法人が、引き続き営業を行う場合は、分割登記前に承継承認申請書を提出し、承認されなければなりません。

（２）変更届

旅館業営業許可申請書及び営業許可承継承認申請書の記載事項に変更があった場合は、１０日以内に変更届を提出する必要があります。
（法人名称の変更、管理者の変更、客室の一部廃止、構造設備の変更等）

構造設備を大幅に変更する場合は、保健所を含む関係機関へ事前に相談してください。

（３）停止又は廃止届

営業施設を休止又は廃止した場合は、１０日以内に旅館営業停止（廃止）届を提出しなければなりません。

９　他法令について

・他の法令（該当する場合）の申請及び届出を行ってください。

食品営業許可申請書（食品衛生法） 浴場業営業許可申請書（公衆浴場法） 温泉利用許可申請書（温泉法） 特定建築物使用開始届出（建築物衛生法） 遊泳用プール設置届出（遊泳用プール衛生管理要綱）	保健所
その他	

１０　申請に係る法令について

旅館業の許可申請時には、下記の手続きも同時に行っておく必要があります。

（１）建物が建築基準法に適合しているかどうかの確認

申請する建物が、建築基準法に適合していることを確認する必要があります。建築基準法に基づく完了検査を受け、検査済証を用意してください。

旅館業の許可申請の際には、この**検査済証**が必要となります。

なお、建物の用途を変更して旅館業を開設する場合（共同住宅を旅館業にする場合など）は、建築基準法に基づく用途変更手続きが必要となる場合があります。

これらの場合は下記に事前協議をしてください。

・福島市開発建築指導課

（福島市の場合。TEL：０２４－５７２－５７２４）

（２）建物が消防法に適合しているかどうかの確認

申請する建物が、消防法に適合していることを確認する必要があります。図面を持参して、申請する施設の地域を管轄する消防署に相談してください。

旅館業の許可申請の際は、**消防法令適合通知書**が必要となります。

（消防設備等検査済証ではありません！通知書は消防署に申請を行わない限り手に入りません）

（３）食事を提供する場合（必須ではありません）

宿泊者に食事を提供する場合は、食品衛生法の営業許可の取得が必要です。当所**衛生課食品衛生係（TEL：０２４－５９７－６３５８）**に相談してください。

１１　奥書証明について

奥書証明は、定款の最後の余白に原本と相違ないことを記載するものです。日付、会社名、代表者氏名を記載します。

（例）

この定款の写しは原本に相違ないことを証明します。

令和▲▲年 XX 月 xx 日
株式会社〇〇　代表取締役　□□△△